

Title	質問における監査要点立証構造
Sub Title	Structural outline of audit objective verification in the use of audit inquiries
Author	永見, 尊(Nagami, Takashi)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2022
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.65, No.5 (2022. 12) ,p.119- 134
JaLC DOI	
Abstract	本稿は、財務諸表監査において、監査要点を立証するために実施される質問が被質問者の回答をどのように検証し評価するのかについて検討する。刑事および民事における証拠法の議論を参照し、また監査基準や監査研究者の議論を集約して、口頭的証拠は、回答者に関する評価、質問の回答内容と形式に関する評価、および質問の回答内容に関連する補強証拠を用いた評価という3つの側面から検証されることを主張している。そして監査要点立証プロセスにおいて、質問が他の監査技術を補う形となる補足的立証プロセスとして実施されるタイプ、および質問が監査要点を立証する中心的な監査技術であり、他の監査技術が補足的に立証を支援するタイプが用いられていることを明らかにしている。
Notes	高久隆太教授退任記念号 論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20221200-0119

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

質問における監査要点立証構造

永 見 尊

<要 約>

本稿は、財務諸表監査において、監査要点を立証するために実施される質問が被質問者の回答をどのように検証し評価するのかについて検討する。刑事および民事における証拠法の議論を参照し、また監査基準や監査研究者の議論を集約して、口頭的証拠は、回答者に関する評価、質問の回答内容と形式に関する評価、および質問の回答内容に関連する補強証拠を用いた評価という3つの側面から検証されることを主張している。そして監査要点立証プロセスにおいて、質問が他の監査技術を補う形となる補足的立証プロセスとして実施されるタイプ、および質問が監査要点を立証する中心的な監査技術であり、他の監査技術が補足的に立証を支援するタイプが用いられていることを明らかにしている。

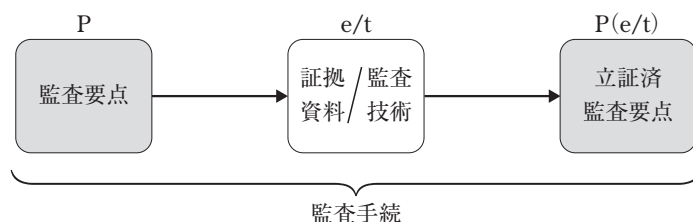
<キーワード>

質問、監査要点の立証、職業的懐疑心、口頭的証拠

1. 問題意識

財務諸表監査において、質問は、監査手続のさまざまな側面で用いられる重要な監査技術の1つである。質問は、被監査会社の役員や従業員に対して、不明の事実について口頭ないし書面で質問を行い、それについての説明または返答を求めることによって、その正否または適否を立証する資料を入手する技術である、と定義される(田島, 1961, 212頁)。近年はこの質問の対象者はさらに広がっており、「事業体内外において知識を有する人物」(Messier, et al., 2017, p. 140)、つまり被監査会社以外のさまざまな利害関係者からも情報や回答を求める手続が行われている。監査人が実施した質問に対する口頭による陳述は「口頭的証拠」となり、監査要点を裏付けるために入手され評価される。ここで、監査要点の立証プロセスを図示すると、図表1のように表される。

図表1 監査要点の立証プロセス



設定された監査要点 (P) に対して、監査人は、その監査要点の求めるところに適合した証拠資料 (e) を入手し、そして監査人が照合行為の手段である監査技術 (t) を証拠資料に対して実施する。監査人は、この作業を通じて監査要点に対して蓋然性に基づく心証を形成し、監査要点が裏付けられる (立証される) こととなる。したがって、監査要点に対して入手した証拠資料の証明力の大きさは、監査技術による十分な検証作業をもって計られることとなる。たとえば、実査を例に考えてみたい。監査要点に適合する物理的証拠資料に対して、監査人は、直接接触し、五感でもって対象物の識別と実在性の立証、数量の決定、所有権の識別および対象物の状態の判断を行う (鳥羽, 1983, 233頁)。監査手続の中心は、まさに監査技術による検証作業であり、監査人がこの作業を十分に実施することができなければ、監査要点に対して誤った心証が形成されてしまうであろう。

ここで、「質問」に対する監査要点の立証プロセスを考えてみたい。監査人は、監査要点に適合する被監査会社の役員や従業員に対して質問を実施し、入手した回答に対して何らかの比較や照合行為を実施することとなる。この検証作業を怠れば、監査要点に対して誤った心証が形成されることとなり、実際に監査実務において質問の検証作業が不十分あるいは不適切であることが PCAOB によってしばしば指摘されている。たとえば、PCAOB による不適切な実務の指摘として以下の例 (PCAOB, 2017, p. 8) が挙げられる (下線筆者)。

引当金の計上されていない重要な売掛金の評価において、多様な信用格付機関がその顧客に対する信用格付を B あるいはそれ以下と評価しており、またこの売掛金は数年間未回収のままであったにもかかわらず、Grant Thornton 会計事務所による監査手続は、被監査会社が作成した覚書に目を通すことおよび経営者に対して質問を実施することに限定されており、同事務所はその覚書に記載された情報あるいは経営者の回答の裏付けを入手しなかった。

また、PriceWaterhouseCoopers 監査事務所に対する検査報告書 (PCAOB, 2009, p. 13) では、「監査業務に関する全般的な観察」と題して、次のような指摘が行われている (下線筆者)。

検査チームが識別した監査上の不備は、監査チームの質問に対する経営者の回答に過度の信

頼を置いていること、経営者の仮定を十分に検証し評価しなかったこと、そして経営者のバイアスが疑われる主観的な領域に対して適切な水準の職業的懐疑心を適用しなかったことを示している。

このように、監査人は、質問の実施において、経営者の回答に過度の信頼を置き、あるいはその回答を鵜呑みにしてしまうために、その監査実務が問題とされているのである。それでは果たして、監査要点の立証プロセスにおいて、質問に対する回答を鵜呑みにしない検証作業とはどのようなものであるのか、また、職業的懐疑心を発揮した場合、質問という監査技術は、どのような側面まで比較し照合することが求められるのか。PCAOBは、「監査証拠」と題する監査基準において、「質問に対する回答を評価することは、質問プロセスの一部である」と規定している(PCAOB, 2020, para. 17)。また、Comunale, et al. (2003)は、「クライアントに対する監査人の質問プロセス」と題する論文において、「インタビューは、概して、クライアントの経営チームのメンバーに向けられた監査人による一連の質問で構成されている。これらの質問の回答は、監査人が検証し、総合し、そして分析しなければならない証拠を構成する」(p. 132)と説明している。本稿の問題意識は、質問に対する回答の検証、分析そして評価、さらに質問の属性に応じた監査人の心証形成の違いを明らかにすることを中心として、質問における監査要点の立証構造を解明することにある。

2. 証拠法における供述評価の議論

質問を通じて入手される口頭的証拠をいかに検証するか、この議論が古くから行われてきた領域の代表は、おそらく証拠法にあると思われる。刑事や民事の裁判において、口頭的証拠は、「供述」あるいは「証言」と呼ばれており、供述が判決に至る重要な証拠として非常に多く使われているからである。たとえば、交通事故訴訟のように、重要な争点に関して文書が存在することが最初からあり得ない訴訟類型では、供述は数少ない重要な証拠となる。そこで、はじめに、刑事における取調べや証拠法の領域から供述の評価に関する議論を検討していくこととする。

刑事における供述評価

証人の供述の真実性を評定する技法として、ドイツの心理学者である Undeutsch は、供述が「客観的現実」を持つかどうかを決めるのに役立つ規準を詳述している。Undeutsch の業績はドイツやスウェーデンの裁判において革命的な変革をもたらし、また、その後、アメリカ合衆国の科学者たちも彼の技法の大きな可能性に気づき、これを活用し始めたことが紹介されている(Gudjonsson, 1992; 庭山他訳, 1994, 271頁)。性的虐待事件の分野における供述の真実性に関する彼の分析規準は、以下の通り16の項目に及んでいる(Undeutsch, 1989, pp. 112-116)。

A. 単一の供述から得られる規準

(1) 一般的基本的規準

- ・ 時間的空間的な固着性：現実の事件は、すべて、いずれかの時間、いずれかの場所で生じることになるため、犯罪は加害者と被害者の2人の人生の交わりにつながり、組み込まれなければならない
- ・ 具体性（明瞭性と明確性、詳述性、鮮明性）：真の事象は何も存在しない状態（thin air）の中で生じることはない
- ・ 報告内容が詳細性に富んでいること：複雑な事象は詳細性に富んで報告されなければならない
- ・ 独自性（ステレオタイプな表現を上回っていること）：ある説明に関する真実の基礎を最も高い可能性で保証（担保）するのは、顕著に例外的であり、過度に詳細な説明が示されたときである
- ・ 内的首尾一貫性（内的整合性）：説明の正式な構造は、多かれ少なかれ首尾一貫しうるものであり、報告された事象は、論理的に相互に関連し、相互に裏付けられている
- ・ 特定の種類の性犯罪に関する詳細を述べること：それぞれの種類の性犯罪に関する典型として知られる、犯罪被害者との関係に関する詳細や異常点を述べること

(2) 上記の規準における特別な説明

- ・ 証人の能力を超えた説明：でっちあげの詳細な説明は、証人の能力、想像あるいは理解の範囲を超えている
- ・ 主観的な経験の報告：犯罪者の道徳的矛盾に対する憤り、裏表のある言行、聖人ぶること、偽善的な発言およびしらばっくれた態度などを報告すること
- ・ 予期しない複雑な状況に関する言及：予期しない複雑な状況について言及すること（事象の過程における変更、失敗、妨害、障害、欲求不満）は、信憑性を支援している
- ・ 自然な修正、仕様、補完：話の途中に行われる自然な修正、仕様、補完
- ・ 自傷の散在：事件が発生する前、途中あるいはその後の、犠牲者や目撃者の側における、社会的に認められないふるまいへの言及（法律用語の「利益に反する供述」）

(3) 負の規準または管理された規準

- ・ 内的整合性の欠如
- ・ 自然法則や科学法則との整合性の欠如
- ・ 外的整合性の欠如（論争の余地のない事実との相違）

B. 連続した供述から得られる規準

- ・ 持続性（不変性）の欠如
- ・ 過去の矛盾した供述

わが国の民刑における供述評価

わが国においては、供述の評価に関する議論は非常に早い段階から行われていた。たとえば昭和25年の文献『民刑新証拠論』では、供述の証拠の重さを判断する際に参照すべきポイントとして以下の説明が行われている（鈴木勇，1950，325-326頁）。

証人の態度または動作，その知能の程度，その地位と利害関係の有無，その動機，証言に矛盾のないこと，証言と経験則の調和程度，傍系的情況と証言の一致性，証拠の重要部分に食い違いないこと，承認せられた事実（争ない事実），当該の場合の蓋然性，立証責任の負担者が何人なりや，ある種の場合における補強（たとえば共犯者の証拠，共同被告の自白），推定の効果，ある問題に対する理論的な鑑定証拠の弱点，供述がある目的のためには証拠となるが他の目的のためには証拠となりえないもの，またはある当事者にとっては利益であるが残余の者に不利益な場合，その場合許容されるべき最良証拠が提出せられたか否かの如きがこれである。

この文献は、証人の態度、証言の無矛盾性、あるいは立証責任の負担者の判断など、供述を評価するための数多くのさまざまな参照ポイントを提示している。これらのポイントは、後述するように現代における供述分析の議論に非常に多く通じるものであり、この研究の蓄積の長さをうかがい知ることができる。供述証拠の証明力を判断するための指標は、論者によって異なり、さまざまなものが提示されているが、本稿では、A. 供述者に関する指標、B. 供述の内容自体に関する指標、およびC. 供述に関連する証拠との関係の指標、という3つの軸で野村（2002，53-54頁）、田中（2008，119-122頁）、石井（2011，453-457頁）、浪床（2010，290-291頁）、鈴木重信（1980，58-59頁）および吉岡（1978，12-17頁）らが示す評価ポイントを整理して示していくこととする。

A. 供述者に関する指標

- ・ 供述者の真実把握能力：供述を行う者は、正常な五官と正常な理解力をもって、当該事実を認識したかどうかが問われる。たとえば、登記について知識のある人であれば、その時交付された書類は、権利書、委任状および印鑑証明書であると理解することができるが、そうでない人なら、何らかの書類が渡されたとしか認識できないであろう。
- ・ 供述者の精神状態：適格な供述をするためには、健全な感覚力と冷静適格な判断力が前提となる。たとえば、飲酒による注意力の散漫、異常な興奮や独断の性癖等は物事の認識にマイナスに作用する。
- ・ 供述者の証言の根拠：供述の根拠となっている供述者の知識は、自分自身が直接経験した事実に基づくものか、それとも他人が経験した事実の伝聞に基づくものかが問われる。たとえば、供述者はしばしば体験したものと伝聞したことを混同して、全部を自ら直接見聞きしたかのように証言することがある。

- ・ 供述者の供述態度：供述者が誠実な態度を持って行った首尾一貫し明確にして要を得た供述は一般に信用できる。逆に、横柄な態度で独善的な供述は、それを部分的に事実認定の証拠に採用するとしても、慎重な吟味を必要とする。
- ・ 供述者の人となりあるいは立場：供述者の性格や立場といった人となりに関する情報は供述の信用性に影響を及ぼす。また供述者が事件関係者と利害関係にある、あるいは供述者が事件の影響を受けて不利な状況に置かれてしまうような場合、意識的に虚偽供述を行う可能性も考えられる。
- ・ 供述の時期：供述、とくに自白が、取調べの初期の段階で行われた場合、その証明力は高く、逆に多数回にわたる長時間の取調べの末、ようやく自白した場合にはその証明力は概して低い。
- ・ 供述入手の方法：誘導尋問や過当拘束など、不当な尋問の手続を経て供述が入手された場合には、供述の信用性は否定される。
- ・ 供述の動機あるいは原因：とくに自白や共同犯行者の供述が改悛の情や自責の念など自発的かつ道徳的な動機が原因で行われた場合には、その供述の証明力は高いものと認められる。

B. 供述の内容自体に関する指標

- ・ 供述の首尾一貫性：供述が全体を通して首尾一貫しており、矛盾が存在していない場合、供述の信用性を高める要因となる。
- ・ 論理法則や経験則との整合性：「経験則」とは、「経験から帰納される事物に関する知識や法則」であり、供述が論理法則やこの経験則と整合することが問われる。自白の証明力を否定する際に「供述が不自然で不合理である」と指摘されるのは、自白内容が論理則や経験則に反している場合が多い。
- ・ 供述の明確性、具体性、迫真性：供述が明確で具体的であり、また迫真性を有しているほど供述の証拠価値は高まり、また「秘密の暴露」が含まれていると供述の信用性は認められる。

C. 供述に関連する証拠との関係の指標

- ・ 供述を裏付ける証拠：供述の真偽を裏付ける証拠が存在するかどうかは供述の信用性に決定的な影響を及ぼす。たとえば、「甲銀行乙支店の窓口には行っていない」という供述に対して、乙支店で払出をしている供述者を撮影した防犯カメラの映像が証拠として提出されれば、この供述が嘘であることが証明される。
- ・ 間接事実との整合性：成立に争いがない、あるいは他の証拠で認定される間接事実が、供述の内容や経験則の事柄に鑑みて矛盾しないかどうかは評価される。
- ・ 別の供述者による供述との整合性：供述者の供述と同じ内容の供述を別の供述者が行っている場合、その供述が多いほど当該供述の信憑性は高くなり、逆に別の供述者の供述が相対立する場合には、いずれかが虚偽の供述を行っていることとなる。

供述の信用性を評価する指標として、しかしながら、これらの議論は財務諸表監査のコンテキストにおいてすべてが該当するというわけではない。たとえば、Undeutsch の分析規準では、性犯罪に関する詳細や異常点を述べることで、主観的な経験、あるいは自傷の散在などの規準が挙げられているが、これらは企業の経営活動や財務報告においては該当するものではない。また、わが国の証拠法の議論においては、クライアントがしばしば上場企業であるような状況では、そこに従事する従業員や経営者に対して通常の業務の過程で質問が実施されるのであるから、供述者の精神状態や供述者の証言の根拠が混乱するといった問題が生じる可能性はほとんどないであろう。さらに供述の時期や供述の入手方法に関しても、監査契約が交わされて継続的に監査が実施されることに鑑みれば、長時間の取調べや不当な尋問手続のケースが起こる可能性は低いであろう。このように、証拠法における議論を財務諸表監査に適用可能な評価規準として整理することが必要となる。

3. 財務諸表監査の領域における口頭的証拠の評価の議論

監査基準が示す口頭的証拠の評価

次に、財務諸表監査の領域における口頭的証拠の評価の議論について検討していくこととする。まず、監査人が入手した回答に対する監査基準の規定では、口頭的証拠としての評価に関する指示がいくつか示されているが、それほど多くは言及されていない。監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」においては、「監査人は、監査役等にその企業に影響を及ぼす不正、不正の疑い又は不正の申立てを把握しているかどうかを質問しなければならない。これらの質問は、経営者の回答を補強するためにも行われる。」（日本公認会計士協会、2019a, para. 20）として、経営者の回答を複数の質問の回答によって裏付けることを求めている。また、同報告書では「経営者が最も不正を行いやすい立場にあることが多い。したがって、監査人は、質問に対する経営者の回答を評価する場合には、職業的懐疑心を保持して、質問に対する回答を他の情報で裏付けることが必要かどうかを判断する。」（日本公認会計士協会、2019a, para. A16）として、経営者の回答を補強証拠あるいは他の情報で裏付けることを求めている。

また、アメリカの監査基準においては、SAS142「監査証拠」のなかで「文書形態の情報は、それが紙媒体であれ電子媒体であれ、口頭による質問を通じて入手した証拠よりもより信頼性が高いであろう。たとえば、会議に関する同時の文書記録は、討議された問題に関するその後の口頭の説明よりもより信頼性が高いであろう。」（AICPA, 2020, para. A24）として、回答の形態による証拠能力の違いを説明している。さらに同基準では「職業的懐疑心を維持することは、確証的な監査証拠が質問に限られている場合にはとくに重要である。かかる状況において、質問を通じて入手した情報と、経営者が主張する意図を実行する経営者の歴史、一連の行動を選択した理由、および特定の行動を達成するための経営者の能力との間の首尾一貫性、あるいはその欠如を検討することは有用であろう。」（AICPA, 2020, para. A66）として、質問に対する回答とその回答に関連する情報との首尾一貫性について評価することを求めている。

監査研究者による口頭的証拠の評価の議論

監査書を含め監査研究者による口頭的証拠の評価の議論は、文書的証拠や物理的証拠の議論に比べてそれほど多くはないとはいえ、歴史的に早い段階から行われてきている。Mautz(1958)は、質問相手の適格性によって口頭的証拠の信頼性が影響されることを論じている。彼は、回答者が質問の対象となる事項に対して十分な知識を有しているかどうか、そして回答者がそこに責任を有する立場にあるかどうかについて監査人が評価することを求めている(p.45)。田島(1961)は、人的証拠の証明力と題して、証拠法の文献を参照しながら、質問に対する回答の評価について多くの側面から詳述している。そこでは、人的証拠が証拠能力を持ちうるためには、回答者の適格性、任意性、回答における書面の利用、回答者自身の信憑力(誠実性、認識力、記憶力あるいは事実表現力など)および要証事実と関連性を有する補強的証拠の入手といった要件が必要であると論じられている(107-113頁)。また、Mautz(1964)は、回答者が企業の内部者よりも企業外部の者の方が、その供述証拠の信頼性は高いことを指摘し、第三者による陳述における最も強力な証拠として、受取勘定に関して当該債務を負う個人からの陳述、あるいは財産の所有権に関して信頼しうる弁護士からの陳述を入手することを挙げている(pp.67-68)。そして鳥羽(1994)は、(1)質問によって引き出された回答が監査要点にどの程度適合しているか(監査要点との適合性)、(2)回答者が質問に応じた回答を可能とする十分な専門的・技術的能力を持っているか否か(回答者の適格性)、(3)質問相手の組織内での地位や職責(回答者の立場)、(4)他の回答内容や監査結果との整合性、および(5)質問の形式(文書によるか、口頭によるか)とする5つの点から口頭的証拠の評価を論じている(237-238頁)。

監査書における議論に目を向ければ、まず亀岡他(2021)は、口頭的証拠の評価に関して、質問に対して責任ある回答のできる権限や専門性を有しているかどうかの検討を含む「回答者の適格性」、および回答の内容に関する「回答内容の適切性」と「回答内容の無矛盾性」についての評価を求めている(218頁)。またMessier, et al.(2017)は、質問の実施において、(1)回答者の知識、客観性、経験、責任および資格を検討すること、(2)回答者の反応や回答内容を検討し、追跡的質問を実施すること、および(3)回答の内容を評価すること、といった点を監査人に求めている(p.141)。そしてElder, et al.(2020)は、とくに質問に対する回答者の姿勢や態度について踏み込んだ議論を行っている。彼らは、「質問に長けている監査人は、回答を聞く際に言語および非言語の手がかりを評価する」と説明した上で、以下の図表2および図表3に示すような回答者のさまざまな言語および非言語の手がかりを紹介している(p.291)。

最後に、Hirst and Koonce(1996)による実証研究から明らかとなった口頭的証拠の評価内容について示していく。彼らは、「実証的分析の手續を実施した結果、予想外の差異が検出され、その理由について質問を実施する」という状況を設定し、監査人はどのような側面で評価をしているかについて、36人の実務家監査人に個別インタビューを行った。その結果、10人の監査人は、クライアントの職員が即座にあるいは確信を持って説明できない場合、即座にそして確信を持って回答する場合よりもクライアントの回答により強い懐疑心を抱くと示した(回答におけるしぐさの評価)。18人の監査人は、クライアントあるいはその他から受け取った説明を裏付ける情報

図表2 質問における言語の手がかりの観察

言語の手がかりの例	監査人の対応
「一般に」「普通は」「しょっちゅう」「通常」といった修飾句を多用する	監査人は、かかる修飾句を用いることが、監査の対象となっているプロセスや状況に何らかの例外事項が存在することを示しているのかどうかを判断するために、さらに裏付けを行わなければならない。
監査人の質問に対して回答者が頻繁に言い直している	熟達した監査人は、言い直しはしばしば、回答者は自分の回答について不確かである、あるいは回答者が時間稼ぎを試みていることを示すことを認識している。
「えーと」「うーんと」「実は」といったつなぎ語を使う	つなぎ語を使うことは、しばしば、回答者が質問に対して躊躇している、あるいは回答できないことを示唆するため、監査人はその言葉に注意を払わなければならない。
「ちょっと緊張していて」あるいは「ちょっと思い出せなくて」といった、忘れてしまったり緊張している状況	この状況が続く場合、監査人は、ごまかしの可能性に注意しなければならない。
「それは状況によります」といった寛大な態度や「私が知っている限りでは」といった過度に限定的な回答	不正直な人は、しばしば、不正に関与しているかもしれない者に対して寛容である。
インタビューを終わらせがらない	概して正直な人は、インタビューを早く終わらせる傾向がある。ごまかそうとする人は、自分が真実を話していると監査人に納得させようとして、質問プロセスを続けようと試みるであろう。

出所：Elder, et al., 2020, p. 291

図表3 質問における非言語の手がかりの観察

非言語の手がかりの例	それが意味するところ
物理的な壁 ・手、ペン、紙などで手を隠す ・腕や足を組む ・指を叩いたり鳴らすといった、気を散らす音を出す ・距離をおこうとして、監査人から身体をそらして、ドアや窓の方に向ける	特定の質問に対して、回答者が落ち着かないと感じているとき、回答者は、監査人から安心できる距離をおこうとして、非言語の壁を打ち立てるであろう。
ストレスの兆候 ・口が渴いている兆候を示す ・頻繁に唇をなめる、つばを飲み込む、または咳をする ・そわそわする、足踏みをする、あるいは足を小刻みに揺らす ・顔に汗をかく ・視線を逸らす	ほとんどの人々は、嘘をつくことにストレスを感じるであろうし、そのストレスは身体に表れてしまう。

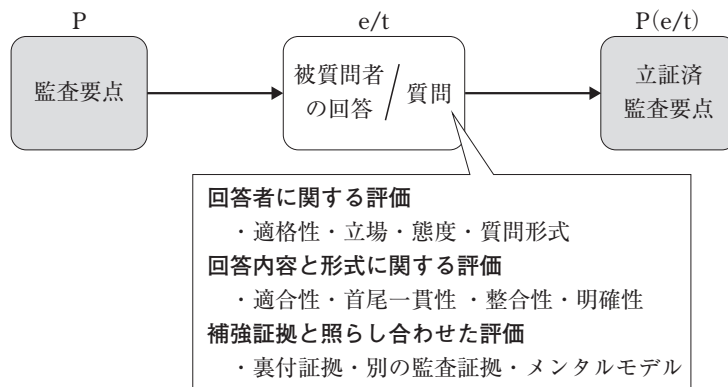
出所：Elder, et al., 2020, p. 292

を採ることを指摘した（情報による回答の裏付け）。1人の監査人は、統制環境の高さ、説明の確実性、予想外の差異の規模、および他の変化との説明の首尾一貫性によって回答を受け入れるかどうかを判断すると説明した（回答内容の具体性、他の情報との整合性）。そしてほとんどの回答者は、変動のかなりの部分が説明され、あるいは説明のインプリケーションを「数量化すること」によって予想外の差異が説明できたときに十分な信頼を置く（comfortable）と答えた（回答内容の具体性）。

4. 質問に対する口頭的証拠の評価指標

財務諸表監査の領域における口頭的証拠の評価の議論をベースとし、そして証拠法における供述評価の議論を参照して総括すれば、質問に対する口頭的証拠を評価するための指標は、A. 回答者に関する評価、B. 質問の回答内容と形式に関する評価、およびC. 質問の回答内容に関連する補強証拠を用いた評価、という3つの側面から分類することができるであろう。これを図示したものが図表4となる。

図表4 監査手続における口頭的証拠の評価



そして、それぞれの評価指標の具体的内容について整理したものが以下にまとめられる。監査人は、質問に対する回答を鵜呑みにしないためには、回答者の適格性や立場、あるいは回答者の態度や姿勢といった回答者の主体自体に関する評価、回答と監査要点との整合性、回答内容の首尾一貫性、あるいは回答内容の明確性や具体性といった回答内容自体の評価、そして回答内容を裏付ける情報や証拠あるいは別の監査手続で入手した監査証拠との整合性といった補強証拠との関係の評価という13の観点から検証することが可能であると結論づけられよう。そして職業的懐疑心を発揮した厳密な監査が求められる局面では、これら13の観点のいずれの視点をどれほど多く実施すべきかを検討することになるであろう。

A. 回答者に関する評価

1. 回答者の適格性：質問の対象者は、アサーションに関連した業務に従事し、そして適切な知識を有していること
2. 回答者のクライアントにおける立場：質問対象者は、経営者、企業の業績あるいは一定の財務数値に関して利害関係や圧力を受ける立場にないこと、および地位が高いこと
3. 回答者の回答における態度：
 - (ア) 言語の手がかり：回答中の自然な修正や補完は誠実な姿勢の表れ、逆につなぎ語や修飾句を多用する、インタビューを終わらせたくない場合、監査人は注意を払わなければならない
 - (イ) 非言語の手がかり：態度の誠実性や真摯な姿勢は回答の真実性に結びついている、逆に腕を組む、指を鳴らすあるいはストレスの兆候の仕草を見せる場合は、注意を要する
4. 質問の形式：質問あるいはその回答が文書、口頭、電子メールあるいはリモートのいずれの形式をとっているか

B. 質問の回答内容と形式に関する評価

1. 回答と監査要点との適合性：質問によって引き出された回答が監査要点にどの程度適合しているか
2. 回答内容の首尾一貫性：回答の内容が全体として首尾一貫し、矛盾がないこと
3. 論理・科学法則や経験則との整合性：回答内容が論理法則や科学法則、あるいは経験則と照らして整合していること（たとえば、経営者が説明する事業計画や業績予測は、経験則と照らして評価される）
4. 回答内容の明確性、具体性、詳細性：回答内容が明確で具体的であり、また詳細であるほど回答の証拠価値は高まり、また「秘密の暴露」が含まれていると回答の信用性は認められる（たとえば、不正に関する従業員からの情報は、明確性、具体性および秘密の暴露が含まれることが多い）

C. 質問の回答内容に関連する補強証拠を用いた評価

1. 回答内容を裏付ける証拠：回答内容を直接裏付ける証拠の入手と評価
2. 回答内容を間接的に裏付ける証拠との整合性：回答の内容を間接的に裏付けることのできる情報との整合性や無矛盾性（たとえば、見積りや将来予測に関して、景気の動向や同業他社のデータなどとの整合性）
3. 別の監査手続によって入手された監査証拠との整合性
4. 別の回答内容との整合性：入手した回答内容が別の回答者あるいは過去の回答から入手した回答内容と整合し、矛盾がないこと
 - (ア) 企業内の他の回答者の回答内容との整合性

(イ) 企業外の回答者の回答内容との整合性

(ウ) 過年度に行われた回答内容との整合性

5. メンタルモデルとの合致の程度 (仮定の合理性)

5. 実証的手続における質問を用いた監査要点立証プロセス

設定された監査要点を立証するための一連の監査手続において、質問は、それ単独で実施されることは希であるといえよう。監査基準委員会報告書500「監査証拠」(日本公認会計士協会, 2018)では、通常、質問のみでは、アサーション・レベルの重要な虚偽表示がないことについて十分な監査証拠を提供しない (para. A2) とされ、また質問は、質問以外の監査手続と組み合わせて監査の全過程で利用される (para. A22) と説明されている。そこで、質問とそれ以外の監査技術とを組み合わせた監査要点立証プロセスについて、質問が他の監査技術を補う形で実施される補足的立証プロセス、および質問が監査要点を立証する中心的な監査技術であり、他の監査技術が補足的に実施されるタイプ、すなわち質問が主導的な立証プロセスに分けて検討していくこととする。

質問の補足的立証プロセス

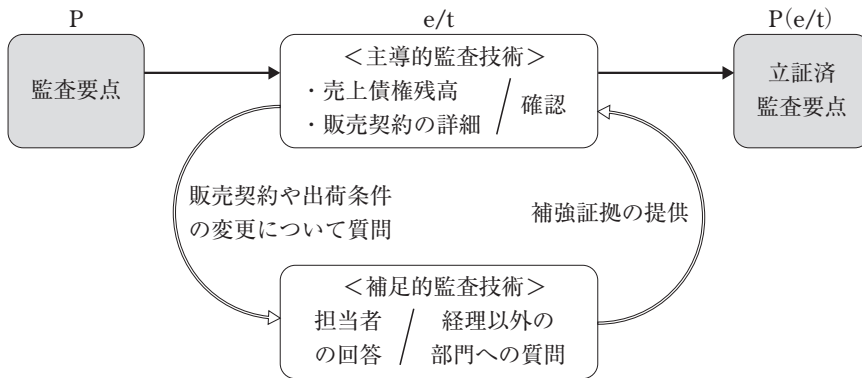
立証力という視点から、従来、監査技術は「主たる監査技術」と「補助的な監査技術」に分類されており、前者の例として実査、確認および突合が、そして後者の例として質問が挙げられている (Moyer, 1952, pp. 687-688)。このため、監査要点の立証において、質問は、しばしば他の監査技術による立証活動に対して補強証拠を提供する形で用いられている。五十嵐 (2012) は、質問による監査証拠は、他で入手した監査証拠を補強することができるかと述べている。たとえば、証憑突合によって会計記録の正確性を検証している際に、営業責任者に当該取引の内容、詳細、理由などについて質問して、証憑書類や他の文書に記述されている取引や会計事象について確かめることによって、補強証拠を得ることが可能となる (233頁)。

また、監査基準委員会報告書330「評価したリスクに対応する監査人の手続」(日本公認会計士協会, 2018)では、売上を過大計上するリスクが存在する場合、監査人は、売上債権残高の確認だけでなく、場合によっては日付、返品条件及び引渡条件を含めた販売契約の詳細を確認することを指示している。そして販売契約及び出荷条件の変更について、経理以外の部門に質問して、これらの確認を補完することが有効であると述べている (para. A52)。このように、不正リスクに対応して補強証拠として質問の実施が求められることもある。この関係を図示したものが図表5となる。

質問の主導的立証プロセス

監査要点によっては、経営者や担当責任者による口頭的証拠を裏付けることが非常に重要な場合がある。それは、口頭的証拠以外の証拠が入手しづらい状況、あるいはかかる口頭的証拠が立

図表5 補足的な質問の実施による立証プロセス



証プロセスにおいて重要な位置を占める場合であり、たとえば偶発事象の有無や公正価値の測定において設定された仮定に関する経営者の意図、あるいは分析の手続で識別された重要な差異に関する説明などが挙げられる。このように質問が主導的となる場合の監査要点立証プロセスについて検討していくこととする。

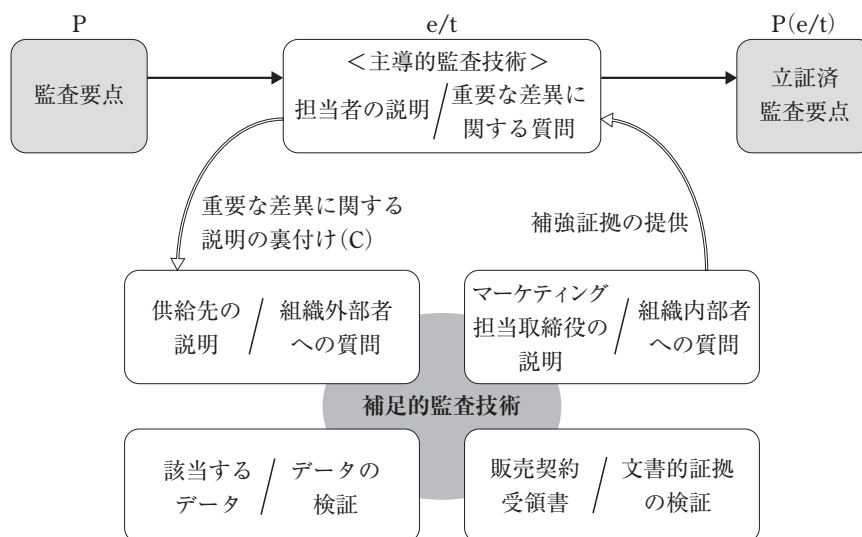
AICPA (2017) の監査実務指針「分析の手続」では、実証性テストとして実施された分析の手続によって重要な差異が識別された場合、監査人はかかる差異に関する説明を入手し、そしてその説明を裏付けなければならないと述べている。そしてその裏付けを実施するためには、以下の監査技術の1つ以上を用いることを求めている (para. 1.45)。

- ・クライアントの組織外部の人物に対する質問：たとえば、監査人は、主要な供給先から得た割引を供給先の担当者に質問することによって確かめる。
- ・クライアントの組織内部の独立した人物に対する質問：たとえば、広告費の増加に関して財務担当部長から入手した説明は、マーケティング担当取締役に対する質問によって裏付けられる。別の会計部門の職員と討議するだけでは、説明を裏付ける上で不適切である。
- ・別の監査手続から入手した証拠：別の監査手続（とくに期待を展開するために用いられたデータに対して実施された監査手続）は差異に関する説明を十分に裏付ける。
- ・補足的証拠の検証：監査人は、説明を裏付けるために、文書証拠を補足的に検証する。たとえば、1カ月の間に売上原価が上昇したのは、異常な大口の販売契約が理由である場合、監査人は、販売契約や受領証といった文書を補足的に検証する。

このように、分析の手続で明らかとなった重要な差異に関する担当者の説明に対して、別の人物に対する質問や関連する情報の検証によって補足的証拠を入手して裏付けることが求められている。これは、口頭的証拠を評価するための指標である「C. 質問の回答内容に関連する補強証拠を用いた評価」を実施することに他ならない。この関係を図示したものが図表6となる。

偶発事象を検出するための監査手続について、Elder, et al. (2020) は、質問を主導的とした立

図表6 質問が主導的に実施される立証プロセス



証プロセスとして説明している。監査人は、偶発事象の網羅性を監査要点として設定し、計上あるいは記録されていない偶発事象の可能性について経営者に質問し、これらの質問において見落とされているあるいは完全に理解されていない偶発債務について、経営者への注意喚起として、開示が必要な偶発債務を具体的に説明する。そして監査の完了時点において、監査人は、経営者確認書の一部として、開示されていない偶発債務がないことを承知している旨の文書を経営者に求める。その上で、かかる経営者による口頭的証拠を補完するため、所得税の決済に関する当期と前期の内国歳入庁報告書のレビュー、訴訟またはその他の偶発債務の兆候に関する取締役会や株主総会の議事録のレビュー、監査期間における法定費用の分析と偶発債務の兆候に関する顧問弁護士からの送り状やステートメントのレビュー、係争中の訴訟の状況やその他の偶発債務に関するクライアントの法的サービスを提供する弁護士からの文書の入手、潜在的な偶発事象を示す情報に関する監査資料のレビュー、そして貸借対照表日時点における効力のある信用状の検証と使用または未使用の残高確認書の入手などの実施が求められると説明している (p. 724)。

そして経営者の意図に関して質問を実施する場合、監査基準委員会報告書500「監査証拠」(日本公認会計士協会, 2018, A24) およびアメリカ監査基準書142号「監査証拠」(AICPA, 2020, A66)では、質問によって入手した監査証拠を別の監査手続で入手した監査証拠によって補強する関係が示されている。経営者の意図を実現する経営者の過去の歴史、一連の行動を選択した理由、および特定の行動を達成する経営者の能力を理解することにより、質問を通じて入手した情報が裏付けられると説明している。このように、主導的な質問の手続を補う形で、関連文書のレビュー、関連情報の分析、過去の実績や経営者の能力の把握、そして顧問弁護士を含む別の担当者への質

問などが実施され、より強固な監査要点の立証が行われることとなるのである。

6. 総括と研究課題

監査要点を立証するための監査手続において、監査人は、質問によって入手した回答をどのように検証し評価するのか、本稿ではこの命題に対して、回答者の適格性や立場、あるいは回答者の姿勢や態度といった「回答者に関する評価」、回答内容の首尾一貫性、回答と監査要点との適合性、回答内容の明確性あるいはその論理整合性といった「質問の回答内容と形式に関する評価」、そして回答内容を直接あるいは間接的に裏付ける証拠の入手、別の監査手続で入手した監査証拠との整合性、別の回答内容との整合性あるいはメンタルモデルとの合致の程度といった「質問の回答内容に関連する補強証拠を用いた評価」という3つの側面から全13の観点における評価の指標を主張した。被質問者の回答を鵜呑みにせず、職業的懐疑心を高める質問を実施するためには、回答に対してできるだけ多くの観点から網羅的かつ徹底的な評価を実施することが求められるであろう。また、監査要点の立証において、質問は、主に補助的な形で実施されるが、見積りを中心とする仮定の合理性に関連した監査要点や偶発事象の網羅性など、質問が主導的に実施される場合もある。後者の場合、口頭的証拠の評価指標の1つの側面である「C. 質問の回答内容に関連する補強証拠を用いた評価」が求められ、質問の回答を裏付けるためのさまざまな情報の検証や関連付けられる別の監査手続が実施されることとなる。体系的に質問の立証構造を理解し、評価指標を把握することによって、職業的懐疑心の発揮が求められる局面に立たされた監査人は、より効果的な監査を実施することができるものと期待される。

本稿では、監査要点を立証するための視点から研究が進められたものであるが、逆に質問の実施プロセスにおいて監査要点を反証あるいは否定するという視点からの検討がなされなかった。監査要点を反証する場合、監査人は、いかなる観点の評価指標をもって入手した回答を否定するのか、質問の回答を否定する確証的あるいは絶対的証拠が存在しない場合、たとえば仮定の合理性や経営者の意図といった性質の監査要点に対して、監査人はどのように反証プロセスを進めていくのか、そしてかかる反証プロセスは監査要点立証プロセスとどのような構造上の違いがあるのか。質問の立証構造を探求する上で、このような異なる側面から研究を深めていくことが今後の課題として残されている。

参 考 文 献

AICPA (2020), *SAS142, Audit Evidence*, AICPA.

——— (2017), *Audit Guide: Analytical Procedures*, AICPA.

Comunale, Christie L., Thomas R. Sexton and Stephen C. Gara (2003), The Auditor's Client Inquiry Process, *Managerial Auditing Journal*, 18(2), 128-133.

Elder, R. J., M. S. Beasley, C. E. Hogan and A. A. Arens (2020), *Auditing and Assurance Service, International Perspective*, 17th ed., Pearson.

- Gudjonsson Gisli, H. (1992), *The Psychology of Interrogations, Confessions and Testimony*, John Wiley & Sons. (庭山英雄・渡部保夫・浜田寿美男・村岡啓一・高野隆訳 (1994) 『取調べ・自白・証言の心理学』酒井書店)。
- Hirst, D. Eric and Lisa Koonce (1996), Audit Analytical Procedures: A Field Investigation, *Contemporary Accounting Research*, 13(2), 457-486.
- Mautz, R. K. (1964), *Fundamentals of Auditing*, 2nd ed., John Wiley and Sons.
- (1958), The Nature and Reliability of Audit Evidence, *Journal of Accountancy*, 105(5): 40-47.
- Messier, William F. Jr., Steven M. Glover and Douglas F. Prawitt (2017), *Auditing & Assurance Services: A Systematic Approach*, 10th ed., McGraw-Hill.
- Moyer, C. A. (1952), Relationship of Audit Programs to Audit Standards, Principles, Techniques, and Procedures, *Journal of Accountancy*, 94(6), 687-691.
- PCAOB (2020), *AS 1105, Audit Evidence*, PCAOB.
- (2017), *Report on 2015 Inspection of Grant Thornton LLP*, PCAOB.
- (2009), *Report on 2008 Inspection of PricewaterhouseCoopers LLP*, PCAOB.
- Undeutsh, Udo (1989), The Development of Statement Reality Analysis, J. C. Yuille (ed.), *Credibility Assessment*, Springer, 101-119.
- 五十嵐達朗 (2012) 『財務諸表監査私論』日経事業出版センター。
- 石井一正 (2011) 『刑事実務証拠法 [第5版]』判例タイムズ。
- 亀岡恵理子・福川裕徳・永見尊・鳥羽至英 (2021) 『財務諸表監査 [改訂版]』国元書房。
- 鈴木勇 (1950) 『民刑新証拠論』大学書房。
- 鈴木重信 (1980) 「証言の証明力の評価」『自由と正義』31(5): 54-60頁。
- 田島四郎 (1961) 『監査証拠論』同文館出版。
- 田中豊 (2008) 『事実認定の考え方と実務』民事法研究会。
- 鳥羽至英 (1994) 『監査基準の基礎 [第2版]』白桃書房。
- (1983) 『監査証拠論』国元書房。
- 浪床昌則 (2010) 「共犯者の自白の信用性」『刑事事実認定の基本問題 [第2版]』木谷明編, 285-311頁。
- 日本公認会計士協会 (2019a) 『監査基準委員会報告書240: 財務諸表監査における不正』日本公認会計士協会。
- (2019b) 『監査基準委員会報告書330: 評価したリスクに対応する監査人の手続』日本公認会計士協会。
- (2018) 『監査基準委員会報告書500: 監査証拠』日本公認会計士協会。
- 野村秀敏 (2002) 『民事訴訟法判例研究』信出版社出版。
- 吉岡進 (1978) 「事実認定に関する二、三の問題」『司法研修所論集』62: 1-23頁。